平成２５年（フ）第３１２号
千葉県流山市駒木107番地の２サンハイツ駒木303、開始決定時の住所千葉県柏市豊四季台４丁目１番80―102号
破産者　村田　文子
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１８６号
富山県黒部市田家新1440番地
破産者　株式会社木下食品
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４９２号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字小坂55番地
破産者　東立金型株式会社
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６８１号
名古屋市港区宝神５丁目201番地
破産者　有限会社庄南工業
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４９号
北海道白老郡白老町栄町２丁目３番23号
破産者　川田　憲秀
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
岐阜市大洞柏台１丁目１番地　市営住宅大洞緑団地16号棟1636号室
破産者　坂下　久也
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１１２号
静岡県沼津市志下122番地
破産者　有限会社マルタク水産
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２６５号
大阪府寝屋川市東大利町18―17　リフレオーキッド302号、住民票上の住所奈良県生駒市萩の台３丁目７番28号
破産者　東田　幹章
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２３９号
奈良県大和高田市大字市場546番地13
破産者　辻ノ内栄己子
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
北海道網走郡美幌町字三橋南26番地の13
破産者　大西　　栄
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
北海道北見市末広町384番地34　サンクレスト末広203号
破産者　大西　厚子
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第７６８号
埼玉県越谷市大成町１丁目70番地
破産者　金塚　　昇
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８４６号
さいたま市岩槻区大字岩槻6766番地１　ラシュレ岩槻Ａ―106
破産者　板東　秀雄
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３４６号
東京都東久留米市本町４丁目７番37号　コーポツチヤ202号、破産手続開始決定時の住所山梨県笛吹市石和町上平井536番地３
破産者　山﨑　玲子
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７９５号
名古屋市中村区草薙町１丁目16番地
破産者　杉山　　茂
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９１８号
三重県桑名市長島町殿名859番地４
破産者　金田　昌大
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７３４号
神戸市兵庫区菊水町８丁目５番11号
破産者　小南　　徹
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５号
島根県出雲市斐川町学頭1360番地１斐川サンホーム
破産者　梶谷　　實
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部